

令和5年度「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」 交付要綱等の一部改正について

1. 改正趣旨

「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」(以下、本助成事業といいます。)においては、従来、全ト協の助成制度と地ト協の助成制度を併用することは可としており、一方で、国、地方自治体又はその他団体等の助成制度を併用することは不可としておりました。

しかし、令和5年9月から実施される国の補助制度(※)において、特例教習受講を含む一定の免許取得費用が補助対象とされており、政府としても、事業者の人材確保支援に注力していく政策を打ち出しております。

このような政策の動向を踏まえ、本助成事業についても、他の助成制度等との併用を広く認めることが事業者の人材確保に資することから、今般、本助成事業における上記の制限を廃止することとし、交付要綱等につき必要な改正を行いました。

※国土交通省令和4年度補正予算による「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業(予約受付システム等輸送効率化事業、業務効率化・経営力強化事業及び人材確保・育成事業)」(9月27日に詳細公表)。

https://jta.or.jp/member/shien/tgl2023keiei_top.html

2. 改正内容

- ・交付要綱について、次のとおり第4条第2項・第4項を修正し、国、地方自治体又はその他団体等の助成制度を併用することを可能としました。

新	旧
第4条 (略) 2 1事業者あたりの助成額の上限を30万円とする。 3 (略) 4 全ト協と <u>地方ト協、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等</u> の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。	第4条 (略) 2 1事業者あたりの助成額の上限を30万円とする。 <u>ただし、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により助成金が交付されている場合、全ト協は助成金を交付しない。</u> 3 (略) 4 全ト協と <u>地方ト協</u> の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

- ・このほか、実施要領、留意事項及び申請書について、修正・追記を行いました。

3. 留意点

事業者が、同一の特例教習の受講・免許の取得に係る費用について、複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等の合計額が、事業者の負担額を上回るときは、本助成事業による助成金交付額を減額します。

このことは、事業者が都道府県トラック協会に提出する「申請書」のチェック欄において確認をするものとします。

以上